

長岡市告示第227号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の7第1項第1号の規定により指定納付受託者の指定を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和8年4月1日

長岡市長 磯田 達伸

1 指定納付受託者の住所及び名称

愛知県名古屋市西区牛島町6番1号

トヨタファイナンス株式会社 代表取締役 西 利之

2 指定を取り消した歳入の種類

クレジットカード決済を利用して納付するふるさと長岡への応援寄附金

3 指定取消しの期日

令和8年4月1日